

平成24年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成24年11月13日（火） 13：58～15：37

場所： 地域医療センター 2階 講習室

委員： 鈴木会長、関水職務代理、板坂委員（欠席）、佐藤委員、内藤委員、春日委員
田村(桂)委員、村元委員、伊藤委員、湯野川委員、田村(匡)委員

事務局：熱田課長、下野係長、民實係長、西澤、藤田

会議次第

1. 開会

1. 課長あいさつ
2. 県北地域児童相談所・湯野川委員 自己紹介
3. 会長あいさつ

2. 議題

(1) 大和市障がい者福祉計画の進行管理について

- ・方針1 個人の尊重（人権の尊重と差別の禁止）について
- ・方針2 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）について
- ・方針3 ライフステージに応じた生活支援について
- ・方針4 地域移行の推進
- ・方針5 快適な生活空間の整備について

3. その他

1. 開会

1. 課長あいさつ

事務局：定刻前ではあるが、全員そろったため、第2回大和市障がい者福祉計画審議会をはじめたいと思う。委員の出席状況を報告する。大和市教育委員会指導室・板坂委員は所用により欠席となっている。また、前回欠席された、県北地域児童相談所・湯野川委員が初めての審議会参加ということで、簡単な自己紹介をお願いしたい。

2. 県北地域児童相談所・湯野川委員 自己紹介

湯野川委員：県北児童相談所の湯野川です。相談支援のスーパーバイザーとして今年の4月から着任しております。児童相談所のほうでは、今月11月は児童虐待防止月間として様々な取り組みを行っております。今後ともよろしくお願いたします。

3. 会長あいさつ

本日第2回の審議会で、前回に引き続き、障害者福祉計画の進行管理ということで、委員会の皆様においては、それぞれの中でお感じになっていることを、地域からの声を計画に反映させるためのご協力をお願いしたい。障害者支援の上では、来年の4月1日から新しい総合支援法の施行ということで様々なことの変更が求められていくわけであるが、計画のほうも必要な変更を迫っていかなければならない。そのあたりも含めてご意見いただければと思う。

2. 議題

(1) 大和市障がい者福祉計画の進行管理について

事務局：障害者福祉計画の進行管理について、配布した大和市障がい者福祉計画冊子の7頁に明記している。進行管理については、「障害者団体や各種関係機関の代表、学識経験者等で構成される大和市障がい者福祉計画審議会を中心に、大和市障害者自立支援協議会と連携を取りながら、進行状況を把握し、計画の推進に関する必要な事項の協議・検討を行います」と明記している。そのため各年度において、進行管理を行う必要があることから今回の議題とした。

以降、資料1・障がい者福祉計画進行管理シート、方針1 個人の尊重について説明。

会長：方針が5つに分かれているので、方針一つずつの説明について、意見・質問等伺っていく。方針1 個人の尊重について、質問、意見はあるか。

委員：資料2 障害者虐待防止法について、24時間対応と書いてあるが夜間などは、どのように対応するのか。

事務局：午後6時くらいまでには障がい福祉課に連絡をいただき、それ以降の時間になると、市役所の本庁舎の代表番号263-1111で、必ず宿直の担当職員がいるので、夜間でも電話をすればつながるようになっている。宿直の担当職員が、障がい福祉課長の自宅に電話を転送する仕組みとなっている。

委員：資料1、1頁の1-2虐待の防止内、障害者虐待防止センター運営事業について、平成24年度10月の実績で4件と書いているが、これは、障害別ではどういうものか、また件数としては多いのか。

事務局：障害別にみると、知的障害が3件、精神障害が1件となっている。中身について、純然たる新規となったのは2件であり、以前からこちらも関わっていて、継

続していた事例で問題がまた心配される状況となってきたケースが2件ということとなっている。件数としては、多いか少ないかでいえば、多いと思う。障害者虐待防止法の施行前の件数から比べれば、法の施行の直後なので、件数は多くなっているかと考えられる。件数として上がりきってしまえば、少し落ち着いてくるかを見ている。

会長：他に意見などはあるか。

委員：資料1、1頁の1-1 権利擁護の推進について、成年後見開始審判の申立費用及び後見人等の報酬の助成件数が平成23年度では1件、あるいは知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判の市の申立では0件ということだが、実際件数としては少ないのかと思うが、相談としてはどれくらいあったのか分かれれば教えてほしい。あわせて、地域移行を伴って、これからニーズがさらに広がってきたり、重要性が増してくるのかと思うが、それに向けての体制や障がい福祉課としての対応策があれば教えてほしい。

事務局：成年後見の相談件数については、現況として市内4ヶ所にある相談支援事業所と障がい福祉課で相談を受けており、相談支援事業所で受けた件数に関しては、後ほどご報告したい。障がい福祉課の方で関わっている件数は5件ほどある。内容としては、親族が見つかるなどで、市長申し立てにはならないが、成年後見の申し立てるまで具体的方法や内容の整理、今後の処遇に関する相談を受けている。

事務局：地域移行の進行や、また障害者虐待防止法の施行で、虐待を受けた方の今後の自立を考えなければならず、障害者虐待防止法と成年後見制度が一体となって、動いていくと見込んでおり、成年後見制度の利用は増えるのではないかと推測している。そのような中で、総合窓口が重要な鍵を握っていると考えられるが、一方で知的障がいや精神障がいなどの障がいの特性を熟知した相談員が対応していかなければ、ややもすると権利侵害も起きかねないと考えている。また、現行としては、市のケースワーカーや保健師が直接相談対応しているが、障がいの専門部分に加えて、法的な専門部分も求められることもあり、それらの事情を踏まえたうえで、総合窓口はどこにお願いをしていくのか等を今後考えていくところである。

会長：他の委員の方も意見、質問はあるか。

委員：資料1、2頁 1-4 自殺対策の推進で、自殺予防のための相談専門電話の対応とあるが、開設して長いのか。また、どのくらいの件数があるのか、できれば

何人くらいか教えてほしい。

事務局：自殺予防のための相談専門電話は、平成20年10月から設置されて、120件程度の相談があった。内容については、警察に通報するような深刻な内容から、健康相談やご家族の相談など様々である。割合としては、自殺に関するキーワードが入っている相談がおおよそ7割ぐらいはある。

会長：他に、方針1について質問はあるか。

委員：資料1、3頁 展開方針内 【虐待の防止】で外部機関への委託の検討等を行う、とあるが、具体的にどのように決まっているのか。また【相互理解の基礎づくり】で地域の交流事業の支援等を積極的に取り組んでいく、とあるが、具体的にはどのような内容を考えているのか。

事務局：質問前半について、障害者虐待防止法には、市町村障害者虐待防止センター設置義務があり、平成24年10月1日から大和市では障がい福祉課がその役割を果たしている。また、障害者虐待防止法では、市町村障害者虐待防止センターは委託でもよいと位置付けられており、その中で検討しているのは、平成25年4月に基幹相談支援センターの一体的な設置である。

基幹相談支援センターは障害者自立支援法の中の機能で、設置義務はないが、現在大和市にはない。この基幹相談支援センターが、市内にある相談支援事業所に対し指導助言をし、さらに、障害者虐待防止法、成年後見制度や自立支援協議会の運営、あるいは市町村の中のいろいろな意見や、地域に密着した民生委員の方との連携等を含めて、市の相談支援の中核として動かしていきたいと考えている。

この基幹相談支援センターと市町村障害者虐待防止センターが一体となって動き、障がい福祉課とも連携を取りながら、虐待を受けた方については、保護してさらに自立も支援していき、また虐待をしてしまったご家族や同居者の方へも支援をしていくことを考えている。具体的には、まだ伝えられないがこのような委託の方向を考えている。

事務局：質問後半について、まだ十分ではないが、現在教育の一環ということで、小学校から、障がい者の方の話を聞きたいという依頼を受けたり、パラリンピックの開催もあったことから、車いすのバスケットボールなど通じて、障がいのことについて考えていただく機会を設けている。このようなことを、今後も展開していきたいと考えている。

会長：他に質問はあるか。方針1についてはよろしいか。委員の意見、質問等は事務局の方で持って帰ってほしいと思う。

では、方針2について事務局より説明を願う。

事務局：資料1、4頁から方針2 支え合いによる地域福祉の推進について説明。

会長：方針2についての説明であった。委員で、何か気付いた点、質問等があればお願いしたい。

委員：4頁、2－4 防災・緊急体制の充実の中で、平常時より要援護者の所在情報を把握し、その情報を行政内や自治会等で共有するということが、個人情報の問題などの課題は、防災においてはどのような形でクリアされているのか。また、特に発達障がい等を抱えている児童などの避難所などの環境等の変化における対応は、どのような工夫をしているのか。

事務局：個人情報に関しては、必ず同意をもらうようにしている。同意書と守秘義務が一つになっているわけだが、防災・緊急体制においては多くの方が、その家庭に障がいがある方がいるということを知らなければならず、自治会や消防団で広く情報共有する半面、ご家族の中には情報が漏れてしまうのではないかという不安はある。

発達障がいを抱えている児童については、避難の際にパニックに陥るなどの不安だという意見もあるが、一部の自治会では、個別支援という形で本人の希望があれば、特定の人に避難対応を引き受けてもらう取り組みなどもある。

会長：よろしいか。他に意見はあるか。

委員：移動支援に関連して、社会福祉協議会・ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談等を受けている中で、7割が移動に関する相談・ニーズについて、中でも学校への付き添いなどの依頼が多い。これらの相談は、日常生活そのもので継続的なもので、ボランティアだけでは限界がある。センターだけではなく、地域に相談して、対応を求めたいということもしている。これは、社会福祉協議会の実態として述べたいと思う。

会長：事務局からは何かあるか。

事務局：おっしゃる通りで、ボランティアだけでは不可能であり、公共の事業だけでも全てを賄っていくことは困難である。23年度は自立支援協議会の身障部会で話し合いを行っており、協働事業として「ふくしのあしフットワーク」としてボランティアの方を含めて、地域の移動を担っていく取り組みの提案もなされたところである。

会長：他に意見、質問等はあるか。

委員：5頁 2-2 障害自立支援協議会の充実について、【就労部会】自主製品の統一ブランドとインターネット活用の販売網の拡充とあるが、作業所が統一で行っているのか。

委員：会社や企業で働くということとは別に、施設の中で、魅力のある製品を作って販売し、収入を得ていくことを目的としている。今までは市内各施設でそれぞれ行っていたが、「プロジェクトやまと」という名のもとに、市内で共同して一つのブランドを提供、インターネットを活用して販路を拡大して行っている。

委員：実績はあがっているか。

委員：まだ結果は出ていないが、インターネット等で販売方法を構築したり、障害者週間事業というところでも、製品の販売をしたりしていく。

委員：続いて、4頁、2-4 防災・緊急体制の充実の中で、平常時より要援護者の所在情報を把握、とあるが、要援護者は1級だけだと理解しているが、これを幅広く対象にして、個人情報の同意を得られれば、情報を把握し、より緊密にしてほしい。

事務局：以前は、障がい福祉の手びきなどで、重度の障がい者を災害時の要援護者支援制度の対象者としていたが、現在は基本的に全ての不安がある方を対象としており、登録希望者は健康福祉総務課に申し出てほしい。

会長：他にはいかがでしょうか。

委員：4頁、2-4 防災・緊急体制の充実について、ソフト面での努力は理解したが、寝たきりなどの方は吸引に機器などが必要になってくるが、避難所等での障がい者へのハード面での対応があれば知りたい。

事務局：全体での危機管理体制については、危機管理課の対応となり、また個々の機器に関しての用意は、詳細については言えないが、震災で自宅に住めなくなった場合は、市内の小中学校が指定避難所として、一時的な生活の場になると聞いている。そこでは、医療救護所が開設され、協定を結んでいる薬剤師会等から必要に応じて薬剤の提供を受けるなどの体制もあり、当座の医療関係では、県からの支援も受けられると聞いている。

会長：他にあるか。続いて、7頁から、方針3 ライフステージに応じた生活支援ということで、事務局から説明を願う。

事務局：資料1 7頁から 方針3 ライフステージに応じた生活支援 について説明。

会長：方針3についての説明であった。福祉の個別のサービスに関わる所もあったが、質問、意見等はあるか。

委員：10頁 3-4の一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう充実という中で、各機関が一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「かけはし」の配布（所管：教育委員会）とあるが、教育委員会や就学施設で配布されるのか、療育手帳や障がい等があるということが分かった時点で配布されるのか、また、配布されたことでの成果はあるか。

事務局：小学校に上がる際、保護者が教育委員会相談室に就学相談をした段階で渡していると聞いている。市民から希望がある際も渡している。「かけはし」は小学校6年間で担任が変わるごとに、その都度、保護者が説明するということがないよう、積み重ねをし、特別支援級の教員等が児童の状況を確認するという形で活用されている。また、小学校から中学校への進学においても有効に機能していると聞いている。

会長：他にないか。

委員：9頁 3-1 障がい特性に配慮した必要な情報の提供の実施について、制度案内冊子は、知的障がい者・身体障がい者対象の障がい福祉の手びきと、精神障がい者対象の精神科に通院されている方の地域生活ハンドブックが別々になっているが、1冊にした方がより効果的だと思うがどうか

事務局：2つの冊子は同じような内容もあるが、精神科に通院されている方の地域生活ハンドブックは必要な部分のみを簡潔にまとめて記載している。精神障がいの方が多くの記載事項に対する混乱を避けるために別にしているところもある。冊子を一緒にするという意見も承知しており、今後より良い方法を考えていく。

会長：他にあるか。この部分は、展開方針にもあったが、総合支援法がどういう方向に向かうのか、まだ見通しが利かない部分があるので、言いにくいところもあるかと思うが、意見、質問等はどうか。

委員：9頁 3-2の相談支援事業所におけるケアマネジメント体制の強化に、特定相談支援事業所の設置とあるが、方針1で出た基幹相談支援センターとは別なのか。内容についても教えてほしい。

会長：相談支援の体系も含めて説明願いたい。

事務局：基幹相談支援センターは、“なんでも、そうだん、やまと”を兼ね、相談支援事業所を統括し、中心になる機関であり、特定相談支援所の機能も兼ねる。特定相談支援所というのは、ケアプランを個人に作成する事業所である。現在障がい者の一人ひとりに、サービス利用計画書というケアプランを作成しており、平成24年25年、26年の3年間で全員分のケアプランを作成するようという法律改正があり、特定相談支援所を増やして、ケアプランの作成を進めていくということで記載した。

会長：他にはどうか。続いて、項目が少ないので方針4、5を併せて説明し、意見等を伺う。

事務局：資料1 12頁からの方針4、および14頁からの方針5について説明。

会長：方針4、5は併せて質問、意見等を伺いたい。気付いた点等についても声をあげていただきたい。

委員：14頁 方針5 5-1の重度障がい者が地域で生活するために必要な、住宅のバリアフリー化について、対象工事の上限額が80万円とあるが、1回につき80万円ということか。何回か使えるということなのか。

事務局：1回しか使えない。この事業は神奈川県主体で、神奈川県補助が2分の1、

大和市の補助が2分の1で行っている。上限額は増えたのだが、工事の大小に関係なく1回しか使えないので、使用される市民の方にはご説明、確認して頂いている。また、所得に応じて段階的に自己負担がある。

委員：12頁 方針4 4-1 3項目の実施中の事業等について、入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実とあるが、どのような支援なのか

事務局：あんしん賃貸支援事業は、障がいのある方や高齢者の方で住宅を借りることが難しい方の相談に乗り、賃貸住宅や不動産店を紹介する事業で、契約後、ホームヘルパーが必要な場合など、生活していく上での不都合を障がい福祉課のケースワーカーや相談支援事業所などが、生活の方でのマネジメントの支援を行っている。

委員：日常生活で困ったことなどは相談できるのか。

事務局：生活していく上での不都合があったときは、障がい福祉課で相談にのる。あんしん賃貸支援事業で相談できるのは、住宅のみとなり、2つの事業が一体となって支援していければということで記載している。

会長：縦割りのところをつないでいるということだろう。他にどうか。

委員：12頁 方針4 4-1にグループホームの記載があるが、相談支援を行っている中で、精神障がいの方で精神病院やグループホームに入っていて、そこから一人暮らしをしたいという相談を結構受けている。そこで、訪問介護や居宅介護を組み合わせて、一人暮らしや地域での生活への移行を支援しているのだが、記載ではグループホームが多くなっており、一人暮らしという選択のボリュームのなさを感じた。そのバランスについて聞きたい。

事務局：地域移行というと、長期の入所施設、あるいは長期の入院患者の方ということで、様々なケアを必要とする方という考えがあり、記載のようなバランスになっている。例えば、精神科の病院を利用している方の場合、地域に戻ろうという際には、家族も受入がなかなか難しかったり、本人が薬の管理等をすることでは難しいこともあったりと、一人住まいが難しい面もある。そのようなケアということで、施策としてグループホーム等に重点を置かざるを得ない部分もあるが、自立をし一人暮らしをしていくことができる方に対しては、相談支援事業として支援していくことも記載してもいいと思う。

会長：他にあるか。

委員：12頁 方針4 4-1のグループホームやケアホームに移行の促進の中に、グループホーム等を利用したいという希望者の数はどのくらいか。障がい別に分かれば教えてほしい。

事務局：現在、グループホーム・ケアホームに入居されている方は120名程おり、希望者の方は、グループホーム・ケアホームがいいのか、施設入所がいいのかを別として、20名程であり、障がい種別は後ほど答える。

会長：それに伴って、展開方針の予算要求で、3か所の施設というのが裏付けられているのかと理解する。他にはどうか。

委員：12頁 主な実施事業 4-1のあんしん賃貸支援事業内で、かつこの中の件数の後に、障がい者のみ、とあるが、他の数字も障がい者ではないのか。ここだけ記載があるのはどういう意味か。

事務局：記載の統一性が取れておらず、申し訳ない。こちらは、あんしん賃貸支援事業において、高齢者の方も対象となっており、その中で、障がい者に関わる相談があったということで記載した。混乱をきたし、申し訳ない。

委員：同じく、主な実施事業 4項目 地域生活援助事業で、平成23年度、グループホーム16人、ケアホーム95人とあるが、こちらも障がい者ということで理解する。先ほどもいくつか質問が出たが、障がい者の種別などを示すものがあつたほうが分かりやすいと思う。

会長：意見として次回の資料等に反映させていくということで、事務局に願う。他にはどうか。では、方針1から5を振り返り、全体の中から、また先ほどでは気付かなかったところ等あるか。

事務局：方針1での、田村(桂)委員の質問回答の中で、自殺対策のこころの健康相談の設置年月を平成21年10月としたが、正しくは平成20年10月からの開始に訂正させていただく。また、平成23年度にこころの健康相談専用電話に頂いた件数は、120件であった。

会長：補足・訂正であった。他に全体を通してあるか。

委員：防災・緊急体制についての要望で、所轄課は危機管理課ということで、障がいの程度に関わらず、希望する方はその体制を利用できるということだったが、本人や家族からどのようなニーズがあるかを把握し、それを危機管理課に確認して、いざという時に障がいのある方が、緊急体制というだけでストレスがかかる状況だと思うので、できるだけストレスのないようにしてもらえたらと思う。

会長：意見ということでお願いしたい。他にないか。

委員：短期入所のことで、小さいお子様たちの短期入所、昼の短期入所が大和市にはないということで、手をつなぐ育成会でも要望をしている。また施設の中に、風呂場があれば、看護師等がいれば、などという要望もあるので、そういうことも考慮して、ぜひ短期入所を設置できるようにしてほしい。

会長：9頁 方針3 3-3 2項目医療ケアの必要な人への対応に関連する要望であった。事務局で、何か見通しや考えはあるか。

事務局：計画書の67頁に「家族の支援として、通い慣れた日中活動の場である通所施設、身近な場所で活動した短期入所事業を検討します」とし、計画の作成時に構想として持っている。ただ、お子様の短期入所は、利用が土日に限られるなどで、安定した施設利用が見込めないという点があり、事業所に短期入所をお願いしているが、なかなか進まないのが現状となっている。ニーズの方も把握しており今後も粘り強く検討していきたいと思うので、ご理解いただきたい。

会長：他にはあるか。よろしければ、議題の方は閉じさせていただきたいと思う。

3. その他

事務局：次回の日程については2月頃を予定している。予定等確認させて頂き、通知でご連絡する。内容については、自立支援給付費の実施サービス量についてご報告したい。また、総合支援法について細かい事柄についても、説明できればと思う。

会長：委員の皆様からも必要だと思われる議題についてあれば、事務局の方へお願いしたいと思う。以上を持って、本日の議題を終了する。

以上